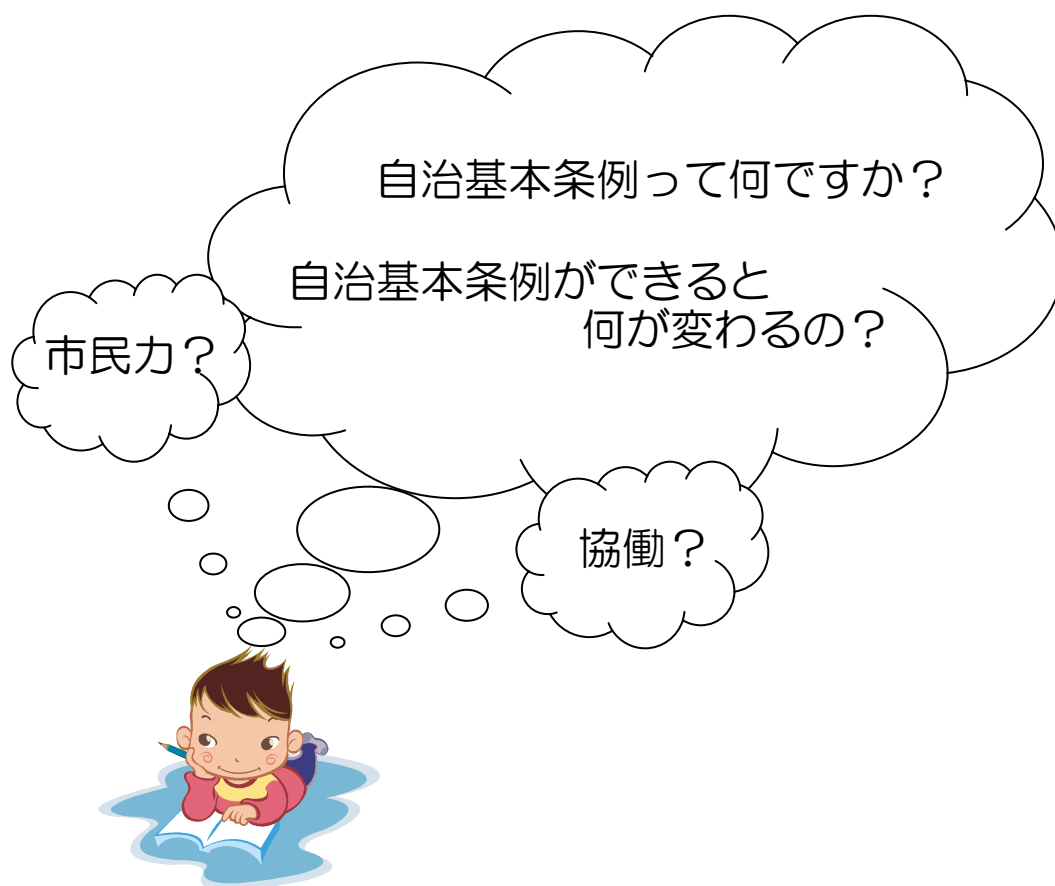


自治基本条例について

～小田原市自治基本条例（素案）の解説パンフレット～



Q1. 自治基本条例って何ですか？ 何が書いてあるのですか？



自治基本条例の一つの大きな役割は、自分たちのまちをどのようにしていきたいか、を明確にすることです。
明確な目標を掲げ、それを“**自治の担い手**”(市民、議会、行政)が共有することが大切なことです。

もう一つ、自治の担い手の役割と責務を明らかにすることも大事なことです。それにより、それぞれの力を十分に発揮できるようにします。

そして、目標に向かってまちづくりを進めるために、自治の担い手が行うべきことを指針としてまとめたもの。それが本市の自治基本条例です。

自治基本条例（素案）における、市民、議会、行政が目指すまちづくりの目標は、

『**市民が、生き生きと暮らし続けることのできるまちの実現**』です。

そのために、、、本市の自治基本条例には2つのキーワードがあります。



市民力とは、、、「市民が、小田原をより良いまちにするという思いを持って、自ら考え、行動する、力」。

例えば「きれいなまちに住みたい!」という思いで、家の前の道や公園をきれいにするなど市民力の一つです。ボランティア活動を始めたり、市民と市長のまちかどトークに参加してみるなど…。

限られた人だけがまちづくりに参加するのではなく、一人ひとりが身近なことから少しずつ始めることで、より多くの市民の力が、まちづくりに生かされるようになります。



協働とは、、、「自治の担い手が、お互いに尊重し、役割と責任を分かち合い、力を出し合って、協力し合うこと」。

例えば、全市一斉美化清掃に市民も行政も一緒に取り組むこと、子育てに関わる様々な人や団体が協働してつくりあげる子育て支援フェスティバルなど…。

協働の形態は様々であり、それぞれの得意分野を活かし合いながら活動を行うことや、市民が行っている取組を行政が支援したり、複数の取組を結びつけたりしながら事業を展開していくことも協働なのです。

本条例（素案）では、「市民力を生かし、市民、議会、行政といった自治の担い手が協働することを基本とする自治」を“**市民自治**”としています。そして、本市は、市民自治の推進を目指します。

Q2. 自治基本条例ができると何が変わるの？

自治基本条例は漢方薬のようなものだといわれます。市民が、議会が、行政が条例の趣旨を実践し続けることで小田原が少しずつ変わっていきます。

自治基本条例によって小田原の未来がどのようになっていくか、見てみましょう。

☆自治基本条例が生み出す小田原の未来①

市民によって行われる様々な活動が、連携・協働によって更に輝きを増していきます。

～新しい協働の形～<協働の輪が広がっていきます>

NPO 法人と行政の新しい協働の形として、6月から始まったものが、旧貴族院副議長・黒田侯爵の別邸であった『清閑亭』を活用するプロジェクトです。価値ある文化財でありながら眠っていた歴史資産を、官民協働で掘り起こし、まち歩きの拠点として活用するという観光交流の社会実験で、運営をNPO 法人が担当します。スタートから半年。“歩いて巡る小田原”の拠点として、清閑亭を柱とした市内の邸園めぐりが開催されたり、展覧会やコンサートが行われるなど、市内外からの新しい需要を掘り起こし、小田原の魅力アップに一役買っています。



条例の施行後は、自治の担い手の“協働”への意識が高まり、このような協働の取組が更に広がっていくことが期待できます。

☆自治基本条例が生み出す小田原の未来②

サポートセンターには約380の市民活動団体が登録されており、それぞれが自発的に活動しています。自治基本条例は、更に活動が活発になるように支えていきます。

～地域活動と市民活動～ <連携と担い手の育成>

小田原市の自治会の加入率は80%を超えており、個々に防災訓練が行われるなど、住民同士がしっかりと結び付いています。

また、例えば、久野地区では里山の保全や再生に向けた取組や研究が、自治会や農林業活動者と一緒に行われるなど、市民活動が地域とタッグを組んで、市民が一人丸となって地域を活性化させる取組が既に始まっています。



自治基本条例（素案）では、様々な活動の連携や担い手の育成、子どもにまちづくりを学ぶ体験の機会作りを掲げています。

条例の施行後は、このような、地域活動と市民活動が協力して地域の課題解決に取り組むことや、様々な場面で市民一人ひとりの力がまちづくりに発揮される機会が増えることが期待されます。

☆自治基本条例が生み出す小田原の未来③

平成 22 年度中に見込まれる
市民と行政の協働事業は 100 件以上、
市政参加の機会は約 20 件となっています。
自治基本条例の施行によって更に充実
させていくことを目指します。

～行政活動～＜市民の声が市政を進める＞

自治基本条例（素案）では、市長の責務としてリーダーシップを発揮して公正に市政を導いていくことや、市役所職員の責務として情報等を適切に発信することや、「協働」を通して市民との信頼関係の構築を図ることなどを掲げています。

また、パブリックコメント等の従来型の市政参加の仕組みに加えて、新総合計画策定のための「おだわら TRY フォーラム」や「自治基本条例オープンスクエア（公



開検討会）」など、自由参加や無作為抽出などの方法で市民が参加する新しい形の市政参加の仕組みが増えつつあります。こうした市政参加の機会の拡充によって、限られた人たちばかりでなく、様々な立場の市民の声を市政に反映する機会を一層充実させていくことを目指しています。



自治基本条例はすべての市民に関する大切な取組です。ご不明な点は、お気軽にお問い合わせ下さい。

＜お問い合わせ＞

小田原市企画部行政改革推進課
0465-33-1305

